

監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年11月26日

尾花沢市監査委員 小林 秀也

尾花沢市監査委員 笹原 和子

記

1. 監査の対象 公益社団法人 尾花沢市シルバー人材センター
2. 監査期日 令和3年11月8日（月）
3. 監査の範囲 令和2年度運営補助金等に係る出納並びに関連事務の執行状況
4. 監査の方法 本監査は、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、当該団体の役職員から説明を聴取するとともに、市補助金等に係る収支の会計処理は適正に執行されているかに主眼をおき、関係諸帳簿、証書類の監査を実施した。
5. 監査の結果 提出された資料に基づき関係諸帳簿と照合し、確認の結果計数に誤りはなく、関連事務事業の執行についても概ね良好である。

以上